

綾瀬市東日本大震災に係る介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内の市町村に住所を有し、かつ、東日本大震災により被災した介護保険法（平成9年法律第123号）第9条及び第13条に規定する本市の被保険者（以下「被災介護保険被保険者」という。）のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき設定された避難指示区域内に住所を有する等の被保険者の介護サービスを利用した際の利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）を免除することで、被災介護保険被保険者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象者)

第2条 利用者負担額免除の対象となる者は、被災介護保険被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 帰還困難区域に住所を有している者

(2) 令和6年において地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が633万円以上（以下「上位所得層」という。）であった者

を除く、平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に住所を有している者。

(3) 令和6年及び令和7年の両年において上位所得層であった者を除く、平成28年以降に指定が解除された旧帰還困難区域、旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域又は旧特定復興再生拠点区域に住所を有している者。

(4) 前各号のいずれかに該当していた者であって、一時的な避難のため、綾瀬市に転入したもの。

(5) 新たに婚姻その他これに準ずる理由により、第1号から第3号のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなったもの

(6) 前各号に規定する者に準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの

(利用者負担額免除の申請)

第3条 利用者負担額の免除を受けようとする者は、介護保険利用者負担額免除申請書(第1号様式)に前条に該当する者であることが証明できる被災証明書等の書類を添えて、市長に申請するものとする。

(利用者負担額免除の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、免除の可否を決定し、介護保険利用者負担額免除決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、免除の対象となった者には、利用者負担額軽減支援事業対象者認定票(第3号様式。以下「認定票」という。)を交付するものとする。

(免除の対象となる利用者負担額)

第5条 免除の対象となる利用者負担額は、前条の決定を受けた日から令和9年2月28日までの間の利用者負担額とする。ただし、第2条第2号に該当する者又は該当していた者であって、一時的な避難のため、綾瀬市に転入したもの、新たに婚姻その他これに準ずる理由により、第2条第2号に該当する者のいる世帯に属することとなったもの又は第2条第2号に規定する者に準ずる者として厚生労働大臣が認めるものについては、前条の決定を受けた日から令和8年3月31日までの間の利用者負担額を対象とし、第2条第3号に該当する者又は該当していた者であって、一時的な避難のため、綾瀬市に転入したもの、新たに婚姻その他これに準ずる理由により、第2条第3号に該当する者のいる世帯に属することとなったもの又は第2条第3号に規定する者に準ずる者として厚生労働大臣が認めるもののうち、令和7

年においてのみ上位所得層であった者については、前条の決定を受けた日から令和8年7月31日までの間の利用者負担額を対象とし、令和6年においてのみ上位所得層であった者については、令和8年8月1日以降の前条の決定を受けた日から令和9年2月28日までの間の利用者負担額とする。

(認定票の提示)

第6条 前条の規定に基づく認定票の交付を受けた者（以下「免除対象被保険者」という。）は、介護サービス事業者から介護サービスを受ける際に、認定票を被保険者証に添えて当該介護サービス事業者に提示しなければならない。

(高額介護サービス費等の取扱い)

第7条 免除対象被保険者については、高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を行わないものとする。

(認定票の返還)

第8条 軽減対象被保険者は、被保険者の資格を喪失したとき又は第2条に規定する条件に該当しなくなったときは、遅滞なく認定票を市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

介護保険利用者負担額免除申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり介護保険利用者負担額の免除について申請します。

対象者	ふりがな		保険者番号	
	氏 名		被保険者番号	
	生年月日		電話番号	
	住 所	〒		
申請の理由				

○ 申請する際、介護保険被保険者証を提出するとともに必要に応じて、以下の書類を添付してください。

- 1 氏名、性別、生年月日及び住所を証する書類
- 2 被災を証する書類
- 3 被災者との関係を証する書類（第2条第5号に該当する方）

第2号様式（第4条関係）

介護保険利用者負担額免除決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました介護保険利用者負担額免除申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 軽減割合 100/100
<input type="checkbox"/> 承認しない	(理由)

第3号様式（第4条関係）

（表面）

<p style="text-align: center;">利用者負担額軽減支援事業対象者認定票 （綾瀬市東日本大震災に係る介護保険利用者負担額軽減支援事業）</p> <p style="text-align: center;">交付年月日 年 月 日</p>								
被保険者番号								
	住 所							
	フリガナ							
	氏 名							
	生年月日	年	月	日				
適用年月日		年	月	日	から			
有効期限		年	月	日	まで			
減額割合		100 / 100						
発行機関名 及 び 印		保険者番号	1	4	2	1	8	2
		綾瀬市長 印						

（裏面）

<p>注 意 事 項</p>	<p>一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定票を事業者に提示してください。</p> <p>二 前記のサービスを受けるときに本来支払う金額が、表面に記載されている減額割合により減額されます。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、免除の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に至ったときは、遅滞なくこの認定票を返してください。また、転出の届出をする際には、この認定票を添えてください。</p> <p>四 この認定票の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内にこの認定票を添えて綾瀬市にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの認定票を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
----------------	--